主 文

原判決中、一審原告A、同Bに関する部分を取消す。

右一審原告両名の各請求を棄却する。

右一審原告両名を除くその余の一審原告らの各控訴を棄却する。

訴訟費用中一審原告A、同Bと一審被告間に生じた分は第一、二審を通じて右一原告両名の負担とし、その余の一審原告らと一審被告間に生じた控訴費用は右一原告らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求める裁判

(一審原告A、同B)

一審被告の各控訴を棄却する。 1

2 控訴費用は一審被告の負担とする。 (右一審原告両名を除くその余の一審原告ら)

原判決中一審原告A、同Bを除くその余の一審原告らに関する部分を取消す。 一審被告が、一審原告A、同Bを除くその余の一審原告らに対し、原判決添付 別紙処分一覧表「処分年月日」欄記載の日付でなした同表「処分の種類及び程度」 欄記載の各懲戒処分を取消す。

(一審被告)

主文一、二、三項同旨

一審原告A、同Bを除く、その余の一審原告らの控訴費用は、同一審原告らの負 担とする。

当事者の主張

次のとおり付加訂正するほか、原判決事実摘示と同一であるからこれを引用す る。

(原判決の訂正)

1 原判決三二枚目表九行目に「ごみ処理については」とあるのを「ごみ処理を実施したことについては」と、同三五枚目裏三行目に「労働基本権が」とあるのを 「労働基本権の制約が」と各改める。

(一審原告らの主張)

労働基準法の定める週一回の休日以上の休日(以下法定外休日という)も、法 定内休日と同様、労働者との個別的合意がなければ、休日労働義務は発生せず、協 約や就業規則の概括的、一般的休日労働義務の規定が存在しても、それは使用者が 休日労働をさせうる場合のあることを確認したという意義を有する規定に過ぎないから、一審原告らが休日出勤命令に従わなかつたからといつて、出勤命令違反の責を問われることはない。

かりに、北九州市労務職員就業規則一四条二項が労務職員の年末休日出勤の根 拠規定であると解されるとすれば、北九州市合併前の旧五市において各市の条例、 就業規則、労働協約及び慣行によつて定められていた年末休日出勤に関する労働条 件を一方的に労務職員の不利益に変更したものであるから、その限度で無効のもの である。

三 一審原告Cには年末休日出勤命令を拒否しうべき正当の事由があつた。 すなわち、下記記載の職員については、昭和四五年二月一二日一審原告ら所属組 合は各記載の理由に基づいて福岡法務局北九州支局人権擁護委員会に救済の申し立 てをなしたところ、懲戒処分の撤回がなされた。

< 0 4 7 4 1 - 0 0 1 >

ところで、一審原告Cは右Dの義弟であるので、Dと同様年末休日出勤命令を拒 否しうべき正当の事由があつたというべきである。すなわち、一二月二八日はDの子である亡目が危篤状態に陥り、同二九日に死亡し、三〇日に告別式があつた。同一審原告は見舞と葬式の準備参加ということで年末清掃の為に出勤できる状況にはなかった。同一審原告所属の小倉南清掃事務所では出勤命令を手渡す際、出勤拒否 の疎明を求めることもなかつたが、同一審原告の上司である第一係長のF係長が弔 問に訪れ、市当局も本件当時当然知つていたものである。

(一審被告の主張)

本件就業規則は、合併前の門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市での労務 職員の勤務条件が各市まちまちであつたのを北九州市発足に伴い統一したものであ るが、北九州市と労務職員との勤務関係は、私法上の労働契約関係ではなく、公法上の任用行為という行政行為に基づく勤務関係である。すなわち、右労務職員の根幹をなす任用、分限、懲戒、服務等については、地方公務員法(以下地公法という)によつて定められ、地方公共団体の公共目的達成のため住民全体の奉仕者として勤務すべき公法上の特別の地位に立ち、当該地方公共団体の規律支配に服するものであつて、この点は、一般私企業における被用者が当事者対等を原則とする私的契約に基づき単に労働給付義務を負うだけの場合とは異なるものである。

従って、からる公法関係にある労務職員の勤務関係において、当該地方公共団体の長は、条例、労働協約、及び労働基準法の定めに反しない限り、就業規則の制定により勤務条件の決定を行うことができるのであつて、この就業規則には私企業における就業規則と異なり地方自治法により法的規範としての効力が与えられているのであり、旧五市の条例、就業規則、労働協約等に比し一部労務職員にとつて不利益変更の点が生じたとしても、北九州市の発足統一に伴い年末特別清掃業務を統一的に行う必要性に基づくものであり、本件就業規則をもつて不利益変更の限度で無効ということはできない。

一審原告Cの主張するG、Dの件については、正当な理由で欠勤する旨本人達が届けたにもかかわらず、管理職員が看過していたことが懲戒処分をした後に判明したため、処分の取消しをして公正を期したものであり、一審原告ら所属の組合が人権擁護委員会に救済を申立てたからによるものではない。そして一審原告Cは、出勤命令に対し出勤出来ない事情の届出をしなかつたものであつて、同一審原告は個人的事情の有無にかかわらず組合闘争指令に基づいて、本件年末休日出勤を拒否したのである。このことは、同一審原告所属の小倉東清掃事務所でも届出があつた者に対し、欠勤を承認している事実からも窺うことができる。第三 証拠(省略)

理 由

たが、一審原告Hを除く一審原告らは右ストライキ参加のため、前叙認定の時間、 始業時間を経過するも出勤せず、各自の職場を放棄した。以上の事実を認めること ができこれを左右するに足る証拠はない。右認定の事実によれば、市役所共闘の戦 術委員会で各組合組織の実情に応じ二九分以内の勤務時間内集会に変更したため、 右一審原告らの職場離脱は二九分以内にとどまり業務運営に大きな影響は与えなか つたものの、右争議が公務員共闘の行う全国統一闘争の方針に従い多数の一審原告 らが参加して一斉に職務の放棄をなしたものであるから、業務の正常な運営の阻害 をなしたことは否定できない。」と改める。

2 同五七枚目表六行目の「各家庭」の前に「作業員の」を付加し、同六〇枚目表末行から同裏初行にかけて「約一五四〇名」とあるのを「約一四四五名」と改め、同裏末行の「七割以上」の前に「市当局は前叙のように」と付加する。

三 一審原告 I、同J、同H、同A、同Bの個別的違法行為(一審原告 I については抗弁(三) 1②の事実、同Jについては抗弁(三) 2②の事実、同Hについては抗弁(三) 3①の事実、同Aについては抗弁(三) 4①の事実、同Bについては抗弁(三) 5①の事実)について、

1 一審原告 I 、同 J 、同 H の右の各違法行為についての当裁判所の認定判断は原 判決がその理由において説示するところと同一であるから、原判決七五枚目裏八行 目から同七七枚目裏一二行目までを引用する。当審における証拠調の結果によるも 右認定判断を左右するに足るものはない。

2 一審原告A、同Bについて

当審証人Kの証言により真正に成立したことの認められる乙第一九号証、原審及び当審証人K、当審証人Lの各証言によると、一審原告A、同Bは、いずれも前記引用にから原判決認定の昭和四四年一一月一三日の争議行為当時、北九州市職員日午前五時三〇分頃、門司区役所宿直室横裏門入口にピケを張り、同区役所管理K、同Lらが登庁して来た職員を誘導するため同入口から外に出ようとしたのに、外開きの同入口扉を外側から他の組合員三、四名の者とともに、もたれからつたり、尻で押し返したりして妨害し、前記Kが開けてくれるように呼びかけてもこれに応ぜず、登庁して来た三名の職員の入庁を阻止したことが認められる。右記に反する原審における一審原告B、同A各本人尋問の結果は前掲証拠と対比し措信ることができない。他に右認定を左右するに足る証拠はない。四以上認定したところによれば、一審原告I、同J、同H、同A、同Bの前叙認

四 以上認定したところによれば、一審原告 I、同 J、同 H、同 A、同 Bの前叙認定の各行為は、いずれも、地方公営企業労働関係法(以下地公労法という) 一一条一項、地公法三〇条、三二条、三三条、三五条に違反し、同法二九条一項一号から三号の懲戒事由に該当するものであり、また、その余の一審原告らの各行為は地公労法一一条一項、地公法三〇条、三二条、三三条、三五条に違反し、同法二九条一項一号二号に該当するものというべきである。

五 一審原告らは本件年末休日出勤拒否は争議行為ではなく正当な行為である、かりにそうでないとしても年末出勤命令は不当労働行為であり無効である旨主張するが、右主張はいずれも失当であつて採用の限りではない。

その理由は、原判決の右主張についての理由説示(原判決六一枚目裏三行目から六 八枚目表末行まで)のうち、同六一枚目裏三行目から同六二枚目表末行までを次の (1)のとおり変更し、同六七枚目表八行目と九行目の間に次の(2)を付加する ほか、原判決の理由説示のとおりであるからこれを引用する。(但し、同六四枚目 裏四行目に「手末休日」とあるのを「年末休日」と訂正する。)当審における新た な証拠調の結果によつても右引用にかかる原判決の認定判断を左右するに足りな い。

(1) 一審原告ら単純労務職員は一般職に属する地方公務員であって、その勤務 関係の根幹をなす任用、分限、懲戒、服務等については地公法の規定が適用されて いるから、単純労務職員の勤務関係は、基本的には公法上の関係というべきであ る。

ただ、単純労務職員には地公労法及び地方公営企業法(以下地公企法という。)三七条ないし三九条が準用され(地公労法附則四項)地公法二四条ないれて六条の通用がなく、給与の種類と基準のみが条例で定めなければならないとされている(地公企法三八条四項)ことからすれば、地公企法はその他の勤務条件に当該地方公共団体の長の定める就業規則することとをいるものと対働組合との間で締結される労働協約により規律することとをいるものと解される。地公労法七条によれば単れている時代とのの関係をから直に団体交渉権や労働協的締結交渉権が認められども、一定限の制を加え得るものにすぎず、職員に右の権利があることはできない。して、単純労務職員の勤務関係において、当該地方公共団体の長は、集例の制定というの表別の対策を持ているものと解することはできないの表別の制度において、当該地方公共団体の表別の制度において、当該地方公共団体の表別の制度において、当該地方公共団体の表別の制度において、当該地方公共団体の表別の制度において、当該地方公共団体の表別の制度により、一方の関係に対している。

ところで労基法三二条には労働時間の制限、同三五条には週休制による休日(法定内休日)についての定めがある。一審原告らは労基法に定める労働時間を超える労働(以下法外超過労働という)、法定内休日労働を義務づけるためには、単に同法三六条の協定並びに就業規則の定めのみでは足りず個々の労働者のその都度の同意が必要であるとし、この理は同法の範囲内で所定労働時間を超える労働(以下法内超過労働という)及び同法に定める週一回以上の休日(以下法定外休日という)においても同様であると主張する。

なるほど、法外超過労働、法定内休日労働の場合に三六協定に加えて、就業規則ないし協約に残業又は法定内休日労働を義務づける規定があるとき、このような事

前の包括的同意から個々の労働者の意思に反しても残業又は法定内休日労働を義務づけうるとすれば、それは恒常的、継続的な残業又は法定内休日労働に道を開くことを意味し、同法三二条、三五条の趣旨を脱法するものといわざるを得ない。したがつて残業又は法定内休日労働を義務づける就業規則の規定は同法三二条三五条に違反する限度で無効となるから八時間を超える残業、或は法定内休日労働を使用者から申し込まれても、個々の労働者がその都度その同意を与えた場合のみ労働契約上の残業義務、法定内休日労働義務が生じると解される。

(2) 控訴人は就業規則一四条二項が労務職員の年末出勤の根拠規定であると解されるとすれば、北九州市合併前の旧五市における各市の条例、就業規則、各市と組合間に締結された労働協約及び慣行によつて定められた年末出勤の労働条件を一方的に労務職員の不利益に変更したものであるから、その限度で無効である旨主張する。 なるほど、原本の存在及び成立に争いのない甲第七〇ないし第七二号証、第七日

なるほど、原本の存在及び成立に争いのない甲第七〇ないし第七二号証、第七 男証によれば、旧五市の労務職員の年末年始の勤務関係は各条例によりに勤務を要しない日」または「特別休暇」と定められていたことが認められるに第六一号証の二、三、当審証人Mの証言により真正によれば、出土人間でよると、北九州市職員のうち地公法五七条にでは、北九州市職員のうち地公法五七条領でを担け、北九州市職員のうち地公法五七条領であるに雇用される者の就業規則を定めたものであるとが近れているものである以上、旧五市の労務職員の勤務条件につき就業規則を定めることがの意とは、地方公共団体の長が労務職員の勤務条件につき就業規則を定めるものである以上、旧五市の労務職員との対した場合、勤務条件の規定に多少の差異がみられるもので、当務規則が北九州市そのものの条例、労働協約及び労基法に違反しているものであるに、当務規則の規定中旧五市の条例に比較し労務職員の勤務条件に劣る部別の表別の方により、本件就業規則の規定中旧五市の条例に比較し労務職員の勤務条件に劣る部別の方に、本件就業規則の規定中間五市の条例に比較し労務職員の勤務条件に劣る部別の方に、本件就業規則の規定中間五市の条例に比較し労務職員の勤務条件に劣る部別の方に、本件就業規則の規定中間五市の条例に比較し労務職員の勤務条件に劣る部別の方に、本件就業規則の規定中間五市の条例に比較し労務職員の勤務条件に劣る部別の方に、本件就業規則の規定中間五市の条例に比較し対対している。

 つて地公労法一一条一項は憲法二八条に違反しないし、また、その合憲性につきい わゆる限定解釈をなすべきではなく、単純労務に雇傭される一般職に属する地方公 務員に対しても、一切の争議行為を禁止しているものと解するのが相当である。

そうだとすると、地公労法――条一項を憲法二八条に適合するように限定解釈をなすべきことを前提に、本件各争議行為が地公労法――条一項に該当しない旨の一審原告らの主張は採用の限りではなく、本件――月―三日及び―二月二九日から三―日までの各争議行為はいずれも同条項で禁止された争議行為に該当するものというべきである。

七 一審原告 C は前記二九日から三一日までの出勤命令を拒否しうべき個人的な正 当事由があつた旨主張するので判断する。

八 ところで一審原告らは、一審被告が一審原告らに対してなした本件処分は懲戒権を濫用したものである旨主張する。

裁判所が懲戒処分の適否を審査するにあたつては懲戒権者と同一の立場にたつて 懲戒処分をすべきであつたかどうか、又いかなる処分を選択すべきであつたかを判 断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽量を論ずべきものではなく、懲戒権 者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著るしく妥当を欠き裁量権を濫用した と認められる場合に限り違法であると判断すべきである。(最高裁判所第三小法廷 判決・民集三一巻七号一一〇一頁参照)

九 以上の次第で、一審被告が一審原告らに対してなした本件各懲戒処分はすべて 適法というべきである。よつて、原判決中、一審原告A、同Bの各請求を認容した 部分は失当であるから一審被告の控訴に基づきこれを取消して同一審原告らの各請 求を棄却し、その余の一審原告らの本件控訴は理由がないからこれを棄却すること とし、訴訟費用の負担につき、民訴法九六条、八九条、九三条、九五条を適用して 主文のとおり判決する。

(裁判官 西岡徳寿 松島茂敏 前川鉄郎)